（使用前事業者検査の記録）

第三条の二の四　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日
二　検査の対象
三　検査の方法
四　検査の結果
五　検査を行つた者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る試験研究用等原子炉施設の存続する期間保存するものとする。

（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）

第三条の二の五　試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第七号）第十二条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同項第二号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する試験研究用等原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）

第三条の三　法第二十八条第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］
二　試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）
［号を削る。］
三　申請に係る試験研究用等原子炉施設の概要
四　法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所
六　申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期
七　法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによる熱出力（使用しようとする熱出力がこれらの熱出力未満であるときは、その使用しようとする最大の熱出力。次号において「最大使用熱出力」という。）
八　［略］
九　［略］
十　原子炉本体を試験のために使用するとき又は試験研究用等原子炉施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

［条を加える。］

（使用前検査の申請）

第三条の三　法第二十八条第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］
二　試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（試験研究用等原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所）の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）
三　工事工程表
［号を加える。］
［号を加える。］
四　検査を受けようとする事項、期日及び場所
［号を加える。］
五　法第二十三条第一項又は法第二十六条第一項の設置又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条において「申請書等」という。）に記載した熱出力（使用しようとする熱出力が申請書等に記載した熱出力未満であるときは、その使用しようとする最大の熱出力。以下「最大使用熱出力」という。）
六　［同上］
七　［同上］
［号を加える。］

［条を加える。］